

「三重県国土強靱化地域計画(改訂案)」中間案に対する主なご意見と県の考え方(パブリックコメント)

対応区分

- ①反映する:最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済:意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする:最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映は難しい:反映または参考にさせていただくことが難しいもの。
(県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。)
- ⑤その他:①～④に該当しないもの。

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等および差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	全般		本計画は、戦略企画部ではなく、防災対策部が策定する方が正しいのではないかと。戦略企画部が策定するのが有意義であるとは思えない。	④	三重県国土強靱化地域計画は、本県の国土強靱化に関する中長期的な取組方針等を示す指針として策定しています。こうした位置づけを踏まえ、「みえ県民力ビジョン・行動計画」や「三重県防災・減災対策行動計画」、その他の県の各種計画と整合を図っていく必要があることから、戦略企画部が窓口となり、防災対策部や県土整備部等の関係部局としっかり連携し、策定・改訂しています。
2	全般		防災インフラについては、国道23号バイパスの全通が間に合っていない。それだけでなく、県道54号の慢性渋滞解消も、代替道路であるはずの鈴鹿亀山道路も、現状ではいまだに供用開始できていない。	②	国道23号バイパスの整備推進について、あらゆる機会を通じて国に対し引き続き働きかけていきます。県道54号(磯山バイパス)においては、早期供用を目指し工事を進めているところです。また、鈴鹿亀山道路についても、早期事業化に向けた取組を進めていきます。
3	全般		複数の頁で「緊急輸送道路の整備・橋梁の耐震化」を進めるという記述があるが、これらに「大規模地震発生時の橋梁の段差対策」が含まれているか。 また、同様に「耐震強化岸壁の整備」に関する記述があるが、「湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修の促進」を加えてほしい。東日本大震災発生時、民有護岸の被災により公共耐震岸壁へのアクセスが阻害された事例があり、民有護岸の整備を促進させるため、自治体から何らかの支援が必要と考えている。 なお、愛知県の地域強靱化計画には、上記2点に関する記載がある。	③ ①	現在、橋りょう本体の耐震化を重点的に進めているところです。段差対策については、耐震化として、架替えを行う橋りょうから実施しています。また、「耐震強化岸壁の整備」に関して、関連するリスクシナリオ(「5-4」基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響)(最終案38頁、82頁)、「6-4」交通インフラの長期間にわたる機能停止(最終案42頁、85頁)、「7-2」海上・臨海部の広域複合災害の発生(最終案45頁、88頁)に、「港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する」旨の記述を追加しました。
4	第1章 2 (1)近年の災害の教訓	3	平成27年以降明らかになった教訓は、気象庁が緊急会見を行った場合、対策本部のメンバーが飲酒を中断し参加しなければならないということである。酒宴を続行してしまうという事態は、何が何でも絶対に避けなければならない。 したがって、「災害対策本部長などの公務員が飲酒を続行すると、初動が遅れて、激甚な被害が出る」という文言を追加すべき。	③	三重県地域防災計画(地震・津波対策編)において、災害発生直後には配備基準に基づき、例えば非常体制(県内震度5強以上など)の場合は「全職員は、連絡を待たずに(中略)自らの所属機関もしくは最寄りの県機関へ参集する(後略)」と規定しています。こうした場合には、いかなる状況であっても、災害対策本部長以下、県職員は配備基準に基づく体制を取ることになっており、これについてはさまざまな機会を通じて職員に周知徹底しています。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
5	第1章 4 (1)防災・減災対策に係る計画	6	「防災の日常化」を進めるのであれば、すぐに県職員の靴を変えるべき。何時、如何なるTPOであろうと激甚大震災は襲い掛かってくるので、ヒールを履く理由は存在しない。訓練時のみではなく、日常から平らな靴を履くべき。三重県に必要なのは、「靴のフェイズフリー化」である。	④	職員の服装は、礼を失することがないように、その場に応じたものを着用する必要がありと考えています。一律にハイヒールの着用を義務付けたり禁止したりすることは考えておりませんので、ご理解いただきますようお願いします。
6	第3章 リスクシナリオ別推進方針 1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	16	防災教育を担う女性教員は、ヒールを履くべきではない。徒歩で移動することを前提にしているのだから、ヒールの長距離移動は困難である。防災教育を必要としているのは、児童生徒よりも、女性公務員の方である。日常から大震災で歩けるかどうかを考えて靴を履くべき。	④	教職員のハイヒールの着用については、義務付けや禁止を行うものではありませんが、教職員の防災に関する知識の向上が図られるよう、教職員を対象とした防災に関する研修を進めるなど、防災教育を一層推進していきます。
7	1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	20 22	三重県に必要なのは訓練ではなく、日常化である。訓練時に得られたノウハウを平常時に活かしていくことで、何かを抜本的に変える必要がある。	③	三重県が実施する総合防災訓練、総合図上訓練は、地域防災計画、広域受援計画、災害対策本部運営要領等について、県や各団体が、計画等に記載されている活動内容や連携方法について検証を行う場となっています。「訓練のための訓練」ではなく、災害対応の実効性を高めるための訓練として実施しているところです。
8	2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)の発生、混乱	28	大量かつ長期の帰宅困難者が発生した場合には、防寒着不足が必ず生じるため、日常からウォームビズを強く推進するべき。新聞紙を体に巻くだけなどの防寒対策の周知とあわせて、推進しておくことよい。日頃から暖房も毛布もゼロで寝られるだけの防寒着を着用する習慣ができていれば、別の用途へ新聞紙を転用することが可能となるし、昼夜の寒暖差による軽度疾病の予防にもなる。	③	災害発生時の備えとして、ガイドブック等で「防寒着」、「ウインドブレーカー」、「使い捨てカイロ」を記載し、防寒対策として啓発しているところです。また県では、大規模災害により交通が途絶した際、協定を締結している事業者の店舗が可能な範囲で帰宅困難者への受入支援を実施する「災害時帰宅支援ステーション」についても取り組んでいます。
9	2-8) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	32	要配慮者に「重篤な基礎疾患を有する患者」を明記すべきではないか。	③	「重篤な基礎疾患を有する患者」は、三重県防災対策推進条例で規定する「要配慮者」の中の「傷病者」に含まれており、また、避難所においては様々な立場の声を反映した運営をめざしておりますので、ご理解いただきますようお願いします。
10	2-8) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	32	中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築したいのであれば、大震災が発生する前にコロナうつ、コロナ自殺、コロナ超過死亡に対応したケア体制を構築すべきではないか。医療体制の逼迫が懸念されているが、福祉体制の機能不全の方が問題である。	③	新型コロナウイルス感染症に関して、こころに寄り添った支援を行うため、三重県こころの健康センター等において新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談窓口を設けています。また、福祉の支援として生活に困窮されている方からの相談窓口の充実や住居確保給付金支給要件の緩和等、休業や失業等により生活資金で悩まれている方への生活福祉資金(緊急小口貸付)の実施などを行っています。
11	4-2) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	36	豪雨災害時に書類が流された事業者に対する支援に際しては、不必要な書類の簡素化を推進すべきではないか。また、古い情報機器については、部品が生産終了となって修理できないものがあるため、柔軟な対応を平素から習得しておくことよい。	③	被災された中小企業・小規模企業の支援にあたっては、公正さを確保しつつ、支援を必要とする事業者の目線に立って、提出書類・手続きの簡素化に努めていきます。また、情報機器については、適切な時期に更新等を行うとともに、平素から維持管理を図っています。

No.	該当箇所	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
12	5-4) 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	39	「一日も早い」がつくべきなのは、リニアではなく、道路の方ではないか。道路の一日でも早い供用、一日でも早い事業化が望まれているのに、リニアの方にだけ「一日も早い」がつくのはおかしいのではないか。	③	災害発生時に人員や物資などの緊急輸送を担う緊急輸送道路について、整備や橋梁耐震化などを重点的かつ継続的に進めています。
13	6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止	41	上水道・工業用水道に関して、現行計画では「被災時の影響が大きい水管橋の耐震化を優先的に進める」「浄水場等における主要施設の耐震化を進める」など優先順位に関する記述があるが、改訂案ではこの記述がなくなっているということは、ある程度完了の見通しが立ったと捉えてよいか。そうでなければ、具体的な優先順位をつけることが望ましいのではないか。また、配管(継手)の耐震化も、基幹系統や液状化の危険性が高い地域に立地する箇所などを優先的に順次進めてほしい。	③	県営の水道・工業用水道施設の耐震化及び老朽化対策等については、三重県企業庁経営計画に基づき計画的に進めています。水管橋の耐震化については、水道施設は既に完了しており、工業用水道施設では、応急復旧に長時間を要する主要な水管橋等の耐震化を進めており、概ね完了しています。浄水場の耐震化については、水道施設では令和7年度に、工業用水道施設では令和3年度に完了する見込みです。管路の耐震化については、水道施設では、液状化が想定される地域に埋設されているなど被害率の高い管路を優先して進めています。また、工業用水道施設では、老朽化対策にあわせて特に重要度の高い主要幹線などを中心に耐震化を進めています。
14	8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	49	ごみ焼却施設については、コロナの自粛期間で明らかになったように、平素から脆弱な状況にある。積極的な財政支援を行い、強靱化に努めるとともに、単身世帯の激増に対応できるよう、日常の収集体制の厳密化を緩和していく方がよい。	③	災害発生時を含めた廃棄物の処理について安定的に業務の継続がなされるよう、国の制度を活用しながら、引き続き市町と連携して災害対応力の強化を進めていきます。
15	8-2) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復興が大幅に遅れる事態	50	復興人材について、「次世代を担う若者が」などという文言を用いるべきではない。	①	ご意見を踏まえ、「次世代を担う若者」を「次代の担い手」に改めました。(最終案49頁、93頁)
16	(別紙2)リスクシナリオ別重要業績指標(KPI)	98-105	変更してほしいKPIが多くあるが、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」及び「三重県防災・減災対策行動計画」からの流用であるため、おそらく変更されないであろう。「三重県国土強靱化地域計画」の独自指標をたてることはできないものか。	③	ご指摘のとおり、重要業績指標(KPI)の設定にあたっては、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」及び「三重県防災・減災対策行動計画」と整合を図ることとしています。なお、毎年度の進行管理において、取組の進捗状況や両計画の見直し等を踏まえ、適宜、重要業績指標(KPI)の見直しを行うこととしていますので、ご理解願います。